7　ある暦年について小包に適用する料率を自己申告することを選択した指定された事業体がその翌暦年について異なる自己申告料率を通報しない場合には、この条に定める条件を満たさない場合を除くほか、現行の自己申告料率が引き続き適用される。当該指定された事業体は、5に定める最低の料率を適用することができる。

7.1　ある暦年について小包に適用する料率を自己申告しないことを選択した指定された事業体がその翌暦年について自己申告料率を通報しない場合には、補償金の料率は、2及び3に定める収入の上限を基礎とし、前年における小包一個当たりの自己申告料率と重量一キログラムごとの自己申告料率との間の比率と同一の比率を適用するか、又は適当な場合には4の規定に従って決定される。

8　二千二十七年以降の年に適用する料率に関し、配達についての証明を伴う小包の追加の補償金は、一個当たり一・二〇〇SDR又は内国制度において配達についての証明に適用される料金とする。当該補償金は、2.1の規定に基づく通報された内国制度の料金に配達についての証明を含む指定された事業体に対しては支払われない。

8.1　内国制度における料金と同等の料金を適用する指定された事業体は、その時点において有効な当該料金（税金を控除したもの）を、当該料金を用いる料率が効力を生ずる年の前年の五月一日までに、国際事務局に通報する。同事務局は、SDRによる料率を計算するため、補償金が適用される年の前年の二月末日までの五箇月の期間に収集されたデータに基づく為替相場の月ごとの平均を用いる。適用される値は、1.3に規定する回章と同一のものにおいてSDRで公表される。

9　名宛側の指定された事業体は、隣接しない地帯に配達される重量四・六五二キログラムの小包についての内国料金が1.2に定める料率の上限の計算から除外された場合には、当該地帯に配達される郵便物について、この条約の施行規則に定める条件に従い、これらの料金の差に相当する額又はこの差額よりも低い額の自己申告料率に対する補足的な料率を適用することができる。

10　小包の海路運送に参加する指定された事業体は、海路割当料金を請求することができる。この海路割当料金については、この条約の施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の指定された事業体が負担する。

10.1　海路割当料金は、利用される各海運業務につき、距離段階に応じて、この条約の施行規則に定める。

10.2　指定された事業体は、10.1の規定に従って計算される海路割当料金をその五十パーセントを限度として引き上げることができる。指定された事業体は、自己の裁量により、海路割当料金を引き下げることができる。

第二十条

条約第三十五条を次のように改める。

第三十五条　国際郵便物の交換のための勘定の決済及び支払に関する特別規定

1　この条約に従って実施された業務に係る勘定の決済及び支払（郵便物の運送（配達を含む。）のための決済及び支払、名宛国又は継越国における郵便物の取扱いのための決済及び支払並びに郵便物の亡失、盗取及び損傷を補償するための決済及び支払を含む。）は、この条約及び連合の他の文書の規定に基づき、また、これらの規定に従って行われる。これらの決済及び支払については、連合の文書に定める場合を除くほか、指定された事業体による書類の作成を要しない。

2　指定された事業体は、第三条に規定する普遍的な郵便業務の提供及び国際的な郵便ネットワークの保全性を確保するため、連合の文書に従って実施される業務について支払を行う。決済した後、指定された事業体が、関連する連合の文書の規定に従い他のいずれかの指定された事業体に対して当該業務から生じた係争中でない債務を適時に支払うことができない場合には、債権者である指定された事業体は、基本的な政策及び原則に関する管理理事会の指針の範囲内で、この条約の施行規則に定める関連する手続に従って郵便業務の提供を停止することができる。

第二十一条

条約第三十六条を次のように改める。

第三十六条　継越料、航空運送料及び割当料金の額を定めることについての郵便業務理事会の権限

1　郵便業務理事会は、この条約の施行規則に定める条件に従い、指定された事業体が支払う次の継越料、航空運送料、割当料金その他1.3に規定する事項を定める権限を有する。

1.1　一又は二以上の仲介国による通常郵便の郵袋の取扱い及び運送のための継越料

1.2　航空郵便物に適用する基本料金率及び航空運送料

1.3　小包についての業務の達成度に関連した報奨金に関する事項

1.4　仲介国による小包の取扱い及び運送のための継越しの陸路割当料金

1.5　小包の海路運送のための海路割当料金

1.6　小包郵便による物品の返送業務の提供のための発送の陸路割当料金

2　改正は、業務を実施する指定された事業体に公平な報酬を確保する方法により、信頼し得るかつ代表的な経済上及び財務上のデータに基づくものとする。決定された改正は、郵便業務理事会が定める日に効力を生ずる。

第二十二条　この追加議定書の効力発生及び有効期間

この追加議定書は、二千二十七年一月一日に効力を生じ（例外として、第四条、第五条、第十条、第十二条から第十九条まで及び前条の規定並びに第八条によって改正される条約第十八条2.1、2.4及び3.3並びに第九条によって改正される条約第十九条4.2、6.1.1.1及び6.1.1の二の規定は、二千二十六年一月一日に効力を生ずる。）、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が条約中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各加盟国に送付する。

二千二十五年九月十九日にドバイで作成した。

総務大臣　林　芳正
外務大臣　茂木　敏充
内閣総理大臣　高市　早苗